

# 区割りについてのご意見(第二次)を

## 募集中！【募集期間 1月30日(日)～2月25日(金)】

新・新潟市が政令指定都市に移行し設置する区(行政区)の区割りについて、合併する14市町村( )の住民(通勤・通学者を含む)の皆さんのご意見を募集しています。

区は将来の地域のまちづくりを行っていく上で基本となるもので、区の区域を設定する区割りは大変重要なこととなります。

次ページにご意見と必要事項を記入し、切り取り線で切り離してお出してください。

なお、お考えの際の参考に5つの区割りパターンや一次意見の集約結果、資料もご活用ください。

- \* 区割りパターンは巻町を除く13市町村の担当部課長で構成する分権研究部会で作成したもので、皆さんのご意見をいただくための「たたき台」です。いずれかを選択していただくものではありません。
- \* 詳しい資料は上記期間中に、14市町村の各施設で閲覧できるほか、新潟市のホームページでもご覧いただけます。 <http://www.city.niigata.niigata.jp>
- \* いただいたご意見はすべて公表し、合併後に設置される行政区画審議会(仮称)に提出します。

14市町村...新潟市, 新津市, 白根市, 豊栄市, 小須戸町, 横越町, 亀田町, 岩室村, 西川町, 味方村, 潟東村, 月潟村, 中之口村, 巻町

### 以下の方法でお寄せください

新潟市の提出先	閲覧場所で提出(市役所本館4階市政情報案内室, 黒埼支所, 各地区事務所, 各連絡所) 郵便 〒951-8550 新潟市政令指定都市推進課 行き(住所不要) FAX 025-223-1557 電子メール seirei@city.niigata.lg.jp
お問い合わせ	新潟地域合併連絡会議 分権研究部会 新潟市事務局: 新潟市広域合併推進部政令指定都市推進課 ☎025-228-1000(内線2177・2179)

### コード表 (該当する市町村(地区), 年齢のコード を右ページの記入欄にご記入ください)

コード	居住地区, 通勤・通学地区	コード	居住地区, 通勤・通学地区	コード	年齢
111	新潟市中央地区(本庁, 関屋, 入舟地区)	201	新津市	1	~19才
121	沼垂地区(東地区事務所所管区域)	202	白根市	2	20才~29才
122	木戸地区(同上)	203	豊栄市	3	30才~39才
123	大形地区(同上)	204	小須戸町	4	40才~49才
131	中地区事務所所管区域	205	横越町	5	50才~59才
141	内野地区(西地区事務所所管区域)	206	亀田町	6	60才~69才
142	中野小屋地区(同上)	207	岩室村	7	70才~79才
143	赤塚地区(同上)	208	西川町	8	80才~
151	松浜地区(北地区事務所所管区域)	209	味方村		
152	南浜地区(同上)	210	潟東村		
153	濁川地区(同上)	211	月潟村		
161	鳥屋野地区(南地区事務所所管区域)	212	中之口村		
162	両川地区(同上)	213	巻町		
163	曾野木地区(同上)	300	その他の市町村		
171	坂井輪地区事務所所管区域				
181	石山地区(石山地区事務所所管区域)				
182	大江山地区(同上)				
191	黒埼支所所管区域				





## 小中学校の通学区域について

政令指定都市になると市域を分けて区（行政区）を設け，区には区役所を設置することになります。

区役所においては，区民の日常生活に密接に関わりのある行政サービスを行い，完結できるようにするとともに，地域の個性や特性を生かした自主的，自立的なまちづくりの推進を図るため，区民との協働によるまちづくりを目指します。

そのため，小学校あるいは中学校の通学区域を単位としてコミュニティ組織を設置していただき，その代表者などで構成する地域自治組織と区役所が，地域の課題について意見交換していきたいと考えています。

また，第一次の意見募集では「小中学校の通学区域を分断することのないように区割りをすべき」との意見が多く寄せられました。

こうしたことから，このたびの第二次の意見募集にあたっては小中学校の通学区域を考慮し，パターンを作成しました。

## 区名について

第一次の意見募集では，区名についての意見も多く寄せられ，住民の皆さんの関心の高さがうかがえるところです。

区名については，近年政令指定都市に移行した都市では，行政区画審議会で区割りと区役所の位置についての答申が出された後に，区名を公募するなどして決定しています。また，その際には，「各区の特色が表現される名称」や「各区の歴史や地理が表現される名称」，「簡素で親しみやすい語調のよい名称」など，一定の基準を設けて選定しています。

新潟市においても先行政令指定都市の例を参考に，行政区画審議会で区割りと区役所の位置について答申を受けた後に，区名を公募するなどして決定する予定です。